

参議院社会労働委員会會議録第五号

昭和三十六年二月十六日(木曜日)

午前十時五十四分開会

委員の異動

二月十五日委員江田三郎君辞任につき、その補欠として藤原道子君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 吉武 恵市君
理事 加藤 武徳君
坂本 昭君
藤田 藤太郎君

委員

鹿島 俊雄君
紅露 みつ君
谷口 弥三郎君
徳永 正利君
山本 杉君
横山 フク君
久保 等君
村尾 重雄君

国務大臣

労働大臣 石田 博英君

政府委員

労働大臣官房会計課長 和田 勝美君
労働省労働基準局長 大島 晴君
労働省職業安定局長 堀 秀夫君

事務局側

常任委員 増本 甲吉君
会専門員

法制局側

第三部長 中原 武夫君

説明員

大蔵省主計 岩尾 一君
局長官房 労働大臣官房 労働福祉事業 村松 伍郎君
労働福祉事業 団監理官 村松 伍郎君
労働省労働基準 局労働補償部長 村上 茂利君
労働省職業安定 局職業訓練部長 有馬 元治君

本日の会議に付した案件
労働情勢に関する調査
(労働省関係昭和三十六年度予算及び一般労働行政に関する件)

○委員長(吉武恵市君) ただいまより社会労働委員会を開きます。

まず、委員の異動を報告いたします。二月十五日付をもって江田三郎君が辞任し、その補欠として藤原道子君が選任されました。

○委員長(吉武恵市君) それでは労働情勢に関する調査の一環として、労働省関係昭和三十六年度予算及び一般労働行政に関する件を議題といたします。御質疑のある方は、順次御発言をお願いいたします。

○坂本昭君 このたび労働福祉事業団がいわば改組せられて、雇用促進事業団、こういう形になるといふことで、先般も若干お尋ねいたしました。この際、労働福祉事業団の財務及び会計のことについてお尋ねをして、さらに

この雇用促進を中心として新しく作られる事業団の、特に予算、また、その基本的な会計のことについてお尋ねをしていきたいと存じます。

○説明員(村松伍郎君) お答えいたします。現在合計百六十八億七千八百萬円であります。端数は切り捨てます。このうち地方公共団体の出資分が三億六千三百七十萬であります。以上でございます。

○坂本昭君 あとの分、二十六、二十七、二十八条。

○説明員(村松伍郎君) それから借入金は今現在のところは全額ございません。

それから余裕金の運用は、普通銀行にのみ預けてございます。

政府が出資しました出資金の、年度末に出資されました関係等もありまして、それだけ繰り越された金でありまして、余裕金としましては、決算が赤字決算になっておりますので、余裕金はないと見えて、決算が赤字と見えて、退職手当の引当金として七百八十八萬四千円でございまして、

○坂本昭君 二十七条の交付金。

○説明員(村松伍郎君) 交付金は、三十五年度におきましては六億四千八百萬円でございまして、そのうち失業保険関係が五億三千九百萬、それから労働保険関係が一億八百萬でございまして、これが三十五年度の交付金でございます。

○坂本昭君 大体の概括はわかりました。この際、今の政府出資の百六十八億七千八百萬、あるいは地方公共団体の出資の三億六千三百七十萬、これらの出資が何に使われているか、並びに今の交付金の年度別の内容、それから余裕金の内容についてもこれは一括して詳細な資料をつけて出していただきたいと思ひます。よろしくございませう。

○説明員(村松伍郎君) はい。

めませんが、現在の労働福祉事業団、これがどういふ施設を持っているかというところ。それからまた、その施設には当然業務方法書に基準があると思ひますが、その基準に基づいてどの程度まで施設ができてゐるのか。基準以上のものがあるか、あるいは基準に実足らないかどうか、そういう施設の内容について概括的な御説明をいただきたい。

○説明員(村松伍郎君) 労働福祉事業団の設置運営しております施設は労働病院が三十一であります。そのうち建設中のものが三、建設予定のものが三であります。現在運営しておりますのは二十五であります。そのほか診療所が三、傷病者訓練所が二、看護婦養成所が五であります。そのうち建設中のものが一つございまして、以上が労働保険関係であります。失業保険関係としましては、中央職業訓練所が一、総合職業訓練所が四十三、このうち三十八が現在運営しております。それから簡易宿泊所が十八、そのほかに建設中のものが二、労働福祉館が十一、建設中のものがそのほかに三、臨時宿泊所が一、及び労働者住宅が二であります。以上でございます。

それからこれらの運営につきまして、業務方法書に基準はごく概括的に作っております。まあ一番大きなものは労働病院とそれから傷病者総合訓練所とありますが、労働病院につきましては、医療法の規定に基づきまして、厚生省の認可を受けて医療法の基

準に従ってやっております。それから総合職業訓練所につきましては、訓練審議会に諮りまして労働省で設置運営の基準を作りまして、その基準に基づきまして運営しております。

○坂本昭君 それは業務方法書に基準として定められてあるのではなくて、それぞれの医療法とかあるいはその審議会によって定められているのですか。

○説明員(村松伍郎君) そうでございます。

○坂本昭君 それは当然業務方法書というものが作られておいて、今度のたとえは雇用促進事業団の場合もそういうふうな基準ができるのではないかと申すのですが、そういう業務方法書の中で定められるのではないのですか。

○説明員(村松伍郎君) 業務方法書では労働病院の場合でいいますと、医療法の基準に基づく基準というふうな基準は大ざっぱには設けておりますが、具体的にはそれぞれの法的な機関にまかせてある、こういうことでございませう。

○坂本昭君 そうすると、今ある労働福祉事業団の施設の内容は、それらの基準に照らし合わせて満足すべきものであるか、あるいはどういふ点で満足なものがあるか、その点を御説明いただきたい。

○説明員(村松伍郎君) 労働病院につきましては、国営の国立療養所とか国立病院等があります。これまた医療法の規定に基づきまして、一定の定員その他設備の基準がございまして、が、大体これらに比べましても現在労働病院の方は大体遜色がありませんので、労働病院につきましては大体満足

すべきものと思っておりますが、総合職業訓練所の方は、これはごく少数年来に急いで建てておりますので、中の設備等につきましては必ずしも十分その基準まで完全に達しているとは申せませんので、年次計画を立てまして、そうして最終年度の五カ年計画の終わりますときには、その基準を全部満たすように予算並びにいろいろの措置を講じております。

○坂本昭君 今の五カ年計画というのは、発足以来の五カ年という意味だと思いますが、そうすると、それが三十六年度の予算には具体的にどういふように示されておりますか。

○説明員(村松伍郎君) 既存の総合職業訓練所につきましては、三十六年度におきましては基準の八割を全部満たす、こういうことで予算を大体作っております。

○坂本昭君 次に伺いたい点は、労働法の二十三条に「この保険の適用を受ける事業に係る業務災害に関する、左の保険施設を行う」ということがあります。それから労働福祉事業団法の十九条には、今のことに関連をして「施設の設定及び運営を行う」と書いてあります。従って、当然この労働福祉事業団が設置し、かつ運営をしていく施設はこの二十三条の条件によって設置され、運営をされているはずであります。念のために伺いたいことは、現実適用を受ける事業にかかわる業務災害に關しては、給付を受ける者、つまり労働保険の対象となつてこの労働病院に入院している者、これは一体何パーセントくらいありますか。

○説明員(村松伍郎君) 三十五年十二

月現在の入院患者の総数は、労働病院二十五全部で六千三百二十二人でございます。このうち労働の対象となる者が二千八百三十三人、四四・八%であります。それから健康保険の対象となる者を御参考までに申し上げますと、三千二百五十五人五〇・七%であります。その他が生活保護法、自費患者等でありまして、二百八十三人の四・五%であります。これが昨年の三十五年十二月の数字でございます。

○坂本昭君 このことはどうも労働法の二十三条の点並びに今の労働福祉事業団法の十九条の点に照らし合わせる、半分程度しか入っていないということではなほ不都合だという印象を受けざるを得ません。これはこういうことについては労働大臣としては、今まで別に検討を加えたことはないのですか。

○国務大臣(石田博英君) 検討を加えたことはございません。私はもっと労働保険関係が多いと実は思っておったのですが、しかし、実際私どもが数カ所見て回ったところによりまして、他の病院のないうところが非常に多いように思ひます。そうなつてきますと、つまり勢いこういう状態になることもやむを得ないじゃないかと思ひますが、ただ、私の認識とはかなり違つておることは事実であります。

○坂本昭君 大臣の認識と違つたようなことで法律が行なわれておるといふことは、これは重大な問題で、そういう違つた認識のもとに行なわれている事業団が、今度はさらにまた雇用促進事業団をやろうというので、これは相当慎重に検討を加えていただかなければならない点が出てきます。

では次に、この失業保険法の二十七条の二、これはもう少しこの点を明確にしていますから、さらにお尋ねいたしますが、失業保険法二十七条の二の中には、これは「政府は、失業の予防、就職の促進その他被保険者及び被保険者であつた者の福祉の増進を図るため必要な施設を行うことができる。」とあります。前項の施設は、被保険者及び被保険者であつた者の利用に支障がなく、かつ、その利益を害さない場合に限り、これらの者以外の者に利用させることができる。とあります。

このことは労働福祉事業団の今の十九条の二に、「失業保険法第二十七条の二第一項の施設のうち、政令で定める職業訓練施設、宿泊施設その他の施設の設定及び運営を行うこと。」とあることと対応していると考えられますが、「被保険者及び被保険者であつた者の利用に支障がなく、かつ、その利益を害さない場合に限り、これらの者以外の者に利用させることができる。」とあります。

このことは労働福祉事業団の今の十九条の二に、「失業保険法第二十七条の二第一項の施設のうち、政令で定める職業訓練施設、宿泊施設その他の施設の設定及び運営を行うこと。」とあることと対応していると考えられますが、「被保険者及び被保険者であつた者の利用に支障がなく、かつ、その利益を害さない場合に限り、これらの者以外の者に利用させることができる。」とあります。

○説明員(村松伍郎君) 総合職業訓練所以外の簡易宿泊所、それから労働福祉館、それから労働者住宅、これは全部失業保険の被保険者であります。これは失業保険の被保険者証を持つてございまして、それによって入れておりますので、その労働福祉館それから簡易宿泊所それから労働者住宅は全部被保険者だけに限定しております。これは内部の運営規定をそういうふうにして作られて被保険者のみに限定しております。

ます。それから訓練所につきましては訓練部長からお願いいたします。

○説明員(有馬元治君) 私から被保険者の利用率の問題についてお答えを申し上げます。総合訓練所はいろいろなコースがございまして、トータルいたしまして、来年度の計画といたしましては、延べ数で一万七千人の訓練をする計画になっております。これは総合訓練所の分だけでございます。そのうち基礎訓練が七千人、専門訓練が四千九百人、駐留軍が七百二十人、定時制が六百五十人、炭鉱離職者が三千五百六十人、こういう内訳になっております。大体被保険者であつたものと、炭鉱離職者の三千五百六十人は、これはすべて被保険者であつたものでございませう。また、駐留軍の七百二十名もすべて被保険者であつたものと御承知のように、基礎訓練、専門訓練、このコースに比較的被保険者の入所する率が従来低かつたわけでございまして、これもまあその年によつていろいろ違ひますが、五%から一割見当の被保険者あるいは離職者が入つてきておる。総体の運営から申しますと、一万七千名の延べ数に対して約三割見当が被保険者であつた者が入つておるといふ推定をいたしております。

○坂本昭君 大臣も認識がだいぶ違つておつたと言われましたが、私も実は労働病院などもっとたくさん入つておつたかと思つておつたところが、調べてみると五〇%以下、それから今の訓練関係では、基礎訓練と専門訓練で五ないし一〇%にしかすぎないということ、この失業保険法やあるいは労働法の法の建前からいって、どうも少

しおかしいではないかという疑問を持たざるを得ないのです。この労災法の建前としている人たちは、失業保険法の建前として、人々を見ておるのではありません、そうでない人々をかなり見ておる。そしてそのためのたとえば設備投資や運営費というものは、その労災保険法あるいは失業保険法に基づいた金によって運営されておる。私は、この点について非常に疑問を感じます。その疑問を感じる中でまた今度は雇用促進をやらせようとする。そして今度はその中で失業保険金についてかなりの額を引き当てたところから、大蔵省からかなり強いチェックを受けて縮小せられた。これは私は当然のことではなかったかと思うのですが、こういう現実に対して、大臣としては、こういう労災保険法あるいは失業保険法に基づいて今の労働災害に対する対策あるいは失業対策あるいは転職訓練、こういうことをやるのがこれだけ正当であるか、もっと別に考える余地があるか、その点の御見解を承りたい。

○国務大臣(石田博英君) この運営の実際、実は労災病院の場合において私は少なくとも五〇%をこえておるものだと——これは別に具体的に調査、私が開き合したわけではありませんが、常識的にそう考えておりました。が、それより低いということは御指摘の通りであります。ただ、その場合先ほどもちょっと申しましたが、よく御存じの通り、他の病院、他の医療施設のないところに建っている場合が非常に多いということが一つ、それからもう一つは、あっても労災病院の持つておるような専門的な施設がないところが多いので、相当程度の健康保険そ

他の利用がある。これはやむを得ないじゃないかと思いますが、しかし、やはりそういう場合におきましては、財源その他はやはり他からも求むべきものだと私は思います。失業保険の運用金その他によって運営されております職業訓練所についても同様であります。これについて私は実は、さういふ若い人ばかり入り過ぎるじやないか、中年以上の人ももっと入るようきであつて、どうも、受験してこないからやむを得ない、申し込んでこないからやむを得ないというのじやないに、申し込みやすいようにしなければならぬと思います。これ第一点としても、その中年層以上の人が入りやすいように、たとえば寄宿舎等の設備をするにしても、家族と別れていく場合には、家族に対して別れていく訓練期間中何とか処置ができるような方法をもう少し考えるべきでなかつたかと思ひます。同時に、やはりこういう状態でありますから、一般会計がもつと負担すべきものだと存じます。今回の予算折衝の場合は、微力ですが、今まかせなかつたのでありますが、今後この実情から申しまして、やはり一般会計がなおもつと負担すべき性質のものであると私は考えております。

○政府委員(大島晴君) この労災病院関係の点につきましては、坂本先生から御指摘の点はまことにごもっともでございます。ただいま大臣から申し上げましたように、できるだけ労災患者の利用率を高めて参るようになつてほしいと思つております。一週間ばかり前に全国の病院長、事務局長の会合がございまして、私参りました。特にこの

点、労災患者の優先につきまして病院長、事務局長の各位にお願いを申し上げておいた次第であります。今後とも高めて参りたいと思ひます。ただ、先ほど大臣から申し上げましたような事情、あるいは災害の発生が時期的に非常に浮動いたしますもので、従つて、利用率のパーセンテージも時期によりましてかなり違うという点、さらに、単にベッドばかりじやなしに、労災病院といたしましては、職業等の検査とか認定、こういうふうな仕事も総合的にやっております。この辺も御了解いただきたいと思ひますが、ただ、ただいま御指摘の点は、私どももできるだけ努力いたしまして、もっと利用率を高めて参るようになつてほしいと考えております。

○説明員(有馬元治君) 職業訓練関係につきましては、大臣の御方向につきまして細目の将来の考え方を御説明いたしたいと思ひますが、現状は先ほど申しましたように利用率が低いわけでございます。私どもも、何とかその利用率を高めていきたいという考え方で、訓練法ができてから以来、総合訓練所の業務の運営につきまして、もう少し多角的な業務運営を考えていこう、法律の任務もそういうふうになつておりますので、総合訓練所の業務の将来の運営の姿をいたしまして、大体五年後を目標にいたしまして、現在の基礎訓練、専門訓練という形の訓練事業のほかに、技能の検定、それから中堅技能労働者の再訓練、こういう重要な使命が法律上課せられておりますので、この新しい業務を大体五年後には総合訓練所の業務運営の総体の約三分の一程度はこの方面の仕

事に集中する。これらの仕事は全部被保険者であつたものではなくて、現役の被保険者に対するサービスと考えるものでございまして。それからまた、離職者に対する訓練のやり方につきまして、炭鉱離職者訓練を契機といたしまして、やり方の点あるいは設備の点、それからまた、前職をどう生かしていくかというふうな問題について現在根本的な検討を審議会にお願いをしております。これらの問題が解決いたしますと、離職者が入りやすく、また、離職者に対して訓練が能率的に行なわれるというふうなことになると思います。今後基礎訓練におきましても、専門訓練の過程におきましても、離職者を相当程度入れていこう、少なくとも五年後には半々くらいの比率に持つていこう、こういう目標を立てまして、現在離職者訓練を重視しておるわけでございます。従いまして、五年後の業務運営の内容の比率から申しますと、総体において三分の二程度は現役の被保険者もしくは被保険者であつたものが総合訓練所を利用する、こういうふうな状態を目標にいたしまして運営の改善をはかつていく予定でございます。

○坂本昭君 先ほどの大臣の御答弁は私は正しい考えではないかと思つて、支持したいと思つております。たとえば労災病院について、他から財源を求むべきだといふ考え、あるいは職業訓練所に対して、一般会計負担をもつとふやすべきじゃないかという考えは、私は正當な考えで、当然今のような、数か所をいって半分以上しか労災患者を見えていない。わずかに失業保険の対象であつた人が三〇%にしかすぎない。そういう状況のもとではこの点はもっと検討すべきだと考えます。

さらに私は、この点をまた別の角度から、もう少し尋ねたいので、次に伺いたいのは、労災保険組合ですね。労働者の災害補償の一体責任はだれにあるか。私は去年だいたい議論をしたところですが、この際一応念のために労働者の災害補償の責任はこれは一体だれにあるかというのをまず最初大臣に聞いておきたい。ずいぶん大臣は勉強しておられるはずですが。

○政府委員(大島晴君) 災害補償の責任は基準法によりまして、使用者にございまして、その責任を保障という仕組みで行ないましたために、労働者災害保険の施設を設置いたしているわけでございます。

○坂本昭君 今の労働者災害補償の責任は使用者にあるにもかかわらず、去年の一部改正で国が負担することになりましたが、これは一体大臣どういう考えか。

○説明員(村上茂利君) 理論的な問題にかかわりますので、私から申し上げさせていただきますと思ひますが、これは先生御承知の通りでございます。が、労働基準法上の災害補償責任は、使用者にあるわけでございます。しかしながら、労災保険におきましては、使用者は保険料納入の義務を負うだけでありまして、労災保険の保険給付につきましては、政府が責任を負うということになつておりますので、単に災害補償という言葉を考えました場合に、基準法上の問題、労災保険上の問題とございます。そのようにお考えいただいたらけっこうではないかと思ひます。

○坂本昭君 そうしますと、今の基準法上の問題と労災法の施行上の、行政上の問題とこう出てきますが、その中で国庫負担というものが出てきています。この国庫負担というのは、これは基準法上の問題じゃなくて、別の面から出てきているのですか。その点も一ぺん尋ねておきたい。

○説明員(村上茂利君) 国庫負担につきましては御承知のように、基準法上の使用者責任という点から見ますれば、国庫負担とすべきいわれはないわけでありまして、しかしながら、過去におきまして、けい肺特別保護法などのような特別立法によりまして国庫負担制度が導入せられております。昨年の労災保険法の改正を契機といたしまして、従来けい肺特別保護法などの諸制度が一応給付面におきましては労災保険法に吸収せられたということになりますので、従来けい肺特別保護法におきまして認められておりました国庫負担という制度もそのまゝ引き継がれた、こういうことに相なったわけでございます。

○坂本昭君 それでは労災法を施行するためにいろいろ、保険金を集めたり、それを管理したりあるいは支払ったり、これは私は労働行政における一つの運営であると思う。でこの費用で補償することとは違つて、僕は一つの労働行政だと思ふのですが、この労働行政の経費はこれはだれが負担すべきだと思われませんか。

○説明員(村上茂利君) 現状を申し上げますと、労災保険費つまり療養補償とか障害補償とかいうそういう保険費と、それからたとえば義手、義足の

支給といったような保険施設費、それから業務取扱費、そのような保険関係の諸経費は全部含めまして、保険料率決定の際の必要経費として見込んでおるわけでございます。従いまして、保険料によつてまかなう、こういう建前をとつておるわけでございます。

○坂本昭君 建前はとつていますが、そういう建前が一体正當かどうかという私は非常な疑問を持たざるを得ない。またあのこの問題については細部にわたつてお尋ねいたしますが、大臣はそういう行政上のあるいは調査費とかあるいはそういう面に働く人の人件費とか、宿舎費とか、庁費とか、そういったものがこの労災法による保険金でまかなわれることをどう思われますか。

○説明員(村上茂利君) ただいま現状を申し上げたのでございますが、これには一応理論的な考え方もあるかと存じます。つまり労災保険制度は思想的な基盤として使用者の無過失責任というものがその基盤にあるわけでございます。そして、そういう点から発展いたしました保険形態でございますので、失業保険とか他の社会保険とはその発展のいきさつが違つておるわけでございます。従いまして、必要経費を見る場合、だれが見るかという問題になりますと、使用者が保険料をもつてまかなうべきであるという考え方が出てくるわけでございます。そういう観点からこの労災保険業務に携わりま

すところの公務員の人事費その他一切のそもそもの使用者の災害補償という問題から出発いたしておりますため、全部使用者負担、こういう形をとつておるわけでございます。

○坂本昭君 大臣の御意見は……大臣は正論を吐かれるから……

○国務大臣(石田博英君) 私もそういう経過とかめんどろな理屈は別として、起こりが使用者の無過失責任をこの保険制度が代行しているわけですから、従つて、保険金の中で払うか、あるいは使用者が別の形で運営費を払うかは別として、やはりその元来が基準法上の基礎の責任を持つておる者が原則として払うべきものだと思つて、ただ、もっと広い範囲における問題、労災保険の運営あるいは災害防止というふうな面になつてくると、一般会計で見なきゃならぬ分も出てくると思つて、使用者の無過失責任を代行するという意味においては、やはり保険の中で払うべきものだと思つております。

○坂本昭君 一般的経費をもつてまかなわなければならない面もあるということをお大臣も指摘しておられるが、現状においては、そういう面があまりにも少な過ぎると思わざるを得ないが、さらにもう少し議論を進めるために大蔵省の方に尋ねるが、今労災保険については使用者の無過失賠償責任論が出たが、実際を言うと、健康保険の扱い、厚生保険の特別会計を見ても、この中には、業務取扱費というものがあつて、同じような扱いをされてやつてゐる、だから別に無過失賠償責任論ではなくてやつてゐる。これは不当だと私は思う。労働大臣自身も一般経費でまかなうべき面があると指摘しておられるが、この費用の予算の組み方について大蔵省の見解を承りたい。

○説明員(岩尾一君) 御質問は、労災

の場合の業務取扱費とそれから厚生保険あるいは健康保険等の業務取扱費、これは法令で国が負担するというものになつてゐるので、一般会計から繰り入れをしてゐる、その考え方でござい

ますが、先ほど労働省の方で御発言になつた労災保険は、あくまでも労働基準法の使用主の無過失賠償責任というもののに基づいて使用者の責任を、たまたま国の方で会計だけを管理して適正に行なわれるように管理する、実態はあくまでも使用者のそういう保険をするということになつてゐるわけでは

ない。一方厚生保険あるいは健康保険のようなそういう社会保険は、国全体が関与して、さらにある場合には、国から保険給付に対する補助金等を入れるという会計においては、法律もそういうものについて事務費は

国で見ることによつて適正に行なうとともに、それによる負担というものを一般の使用主に負担せしめないという形でやつてゐる。失業保険もそうでありまして、国がめんどろを見る、そのかわり給付については、保険の方で見るとこの保険料自体の計算にも、そういう事務費を入れないで計算してゐる、これはこれでいいじゃないかと私は思ひます。

○国務大臣(石田博英君) 誤解を招くといけないので申し上げますが、私は使用者の無過失責任を保険で補償するという意味においては、保険料で経費を支払うべきものだということを申し上げたのです。ただ、災害を防止するとか、予防するとか、あるいは現在の災害保険の制度、災害補償の制度それ

自体に対しての研究、検討するというような関係のものは、これは間接的には労災保険に影響を及ぼすものであるけれども、こういう部門は一般会計で労働行政の一環として考えるべきものではないか、こう申し上げたので、直接的に使用者の無過失責任を代行するといふ範囲においては保険料で見るか、何か使用者の方ですべきである、こう申し上げてゐるのです。

○坂本昭君 主計官、その厚生保険特別会計の中の業務取扱費の問題、これは国民健康保険の場合は、これは別ですけれども、厚生保険特別会計の中の業務取扱費は、あれは別に一般会計からの繰り入れではないはずですか。

○説明員(岩尾一君) 繰り入れております。

○坂本昭君 それは間違いないですか。

○説明員(岩尾一君) はい。

○坂本昭君 労災保険と同じ扱いではなかつたかと思うが、たとえば三十六年度はどうなつてゐますか。

○説明員(岩尾一君) それではちよつと数字を申し上げます。厚生保険特別会計は御承知のように、健康勘定とそれから日雇健康勘定と年金勘定、さらに業務勘定と四つの勘定に分かれております。その業務勘定の方に一般会計より二十九億の金を入れております。

○坂本昭君 三十六年度ですか。

○説明員(岩尾一君) はい、これが事務費に当たると考えてつこうだと思ひます。

○坂本昭君 それでは伺ひますが、この労災保険の積立金は今幾らになっておりますか、とりあへず。

○説明員(村上茂利君) 労災保険特別会計におきましては、特別会計法に基づきまして支払備金という制度と積立金という制度がありますが、支払備金を準備した上で剰余が出た場合には積立金とすると、こういう建前になっております。ところが、現段階におきましては、まだ支払備金を完全に準備いたしておきませんので、いわゆる積立金というのは現在ございませ

○坂本昭君 それでは伺いますが、今積立金はないが、使用者から支払ってきた保険金が国庫の中に入って労災保険特別会計を作りますが、その際この金ですね、この金は一体だれの金になるかということ、これはあとで失業保険のことと直接関連してきますが、積立金ができた場合、この積立金はこれは一体だれの金、というの非常に重要な問題になるかもしれないが、これは使用者の金か国の金か、あるいは失業保険の場合だと、一体だれの金か、これについて労働省それから大蔵省、法制局、その三者からのそれぞれの御見解を承りたい。

○説明員(村上茂利君) 労災保険におきましては、支払備金というのがあるが、これは当該年度に発生した事故に対する補償が次年度にもさらに引き続くという場合が多数でございませう。たとえば病気になるまで、来年も再来年も……その次年度以降の補償費の引き当てを準備する必要がありますので、支払備金というのを設けてございませう。現状では約百三十四億程度の支払備金があるような形になっております。会計別に申しますと、労災保険特別会計のお金でござい

ますし、国庫でやるか使用者でやるかという点から見ますと、これは国庫に帰属するものでございませう。

○説明員(岩尾一君) 今お話のございましたように、当然国庫の金だと思っております。

○坂本昭君 もう一ぺん聞いてから、それから法制局に聞きます。失業保険の場合は、これは千分の十四で、使用者と労働者が折半に出し合っており、さらに国が四分の一負担して、そして九百四十四億という積立金が運用原資としてでき上がっている。これはなるほど国庫のものには違いないが、もう少し法的に……これを管理し、これを少しのりと動かす場合には、これは特別会計として大蔵省に運用原資が入っています。その場合に大蔵省は勝手にこれを使得いものかどうかが、この積立金の性格からどういふことが考えられるか、法制局の御意見を一つ聞かして下さい。

○法制局参事(中原武夫君) 所有権がどこにあるかという問題は非常に突き詰めて裏から言いますと、返還請求権があるかどうかという問題に振りかえられます。つまり、事業主が返還請求権を持つような性質のものとして保険料を納めるといふことは書いてございませう。その使途は保険法と特別会計法にはつきり規定されております。そういうことに使った金として政府が徴収いたしますから、その所有権がどこにあるかということになりますと、政府、国ということになるかと考えております。何に使ってもいいかということとは、先生よく御承知のように、ちゃんと特別会計法で使途がはっきりとされ

ておりますから、その法律に従って予算手続を経なければ使用できないというところに法律上はなると考えられます。

○坂本昭君 そうしますと、今論じている失業保険と労災保険とはちよっと違っておりますが、この際関連してお尋ねしておきたいのは、厚生年金保険の積立金、あるいは今度できる国民年金の積立金、これらのことについてもおそろしく同じような問題が起こってくると思ひますが、その場合に、大蔵省には資金運用部資金審議会という組織があつて、ここでの積立金の配分、使用についていろいろと審議がされております。それでその積立金の性格によつては、その審議をする代表として、たとえば今の使用者が入る、あるいは被用者が入る、それらのことについて何か法的な、使用者は入る必要はないとか、この金はというもののだから、別にそういうことは問題外に扱つてもいい、そういう何か法的な根拠はございませうか。法制局からちよつと説明して下さい。

○法制局参事(中原武夫君) 先生の御質問の趣旨がよくわかりませんでした。……

○坂本昭君 もう一ぺん申し上げませう。この積立金の場合に、今の特に厚生年金保険の積立金と国民年金の積立金、この積立金の管理、運用について、厚生年金の場合には使用者と被用者が入つております。国民年金の場合にはこれは国民だけだ、それでそれに国が半分負担金をつけるわけですね。だから所有権と申し上げたのは、あとで一体管理する際の権限がどこにある

か、そういう点で権限はだれにもない、国が権限をやるだけのことか、あるいはそういう場合に、厚生年金の場合だと使用者の方にはないのか、労働者側だけではないのか、そういう議論が立てられるかどうかということでありませう。

○法制局参事(中原武夫君) 今のお尋ねは、法律問題というよりは政策の問題のような感じがいたしますので、私の方から御答弁申し上げますので、ではどうもなさそうでございます。

○坂本昭君 この労働福祉事業団の場合、この運営がすべて労災保険並びに失業保険の徴収金によつてまざるにわたっているの、私はこういうものを管理する場合には、現在のところは労働大臣が任命して、そうして実際を見るたちが、労働行政に経験のあつた人たちが一方的に任命されているように見受けられるのだが、こういうものの管理者、理事者の中に被保険者代表も入る権利があるのじゃないか、そういう権利はないのか、法的になくてこれは全部政策の問題だというなら別ですが、でも、何らかそういうことを主張しても法的に通る余地があるのではな

いか、そういう考えを持ったのでお尋ねしたので、これはあくまで政策的なものですか。

○法制局参事(中原武夫君) 法律上そういうことを主張してはいけないという消極的な答えは出て参らないと思ひます。

○坂本昭君 それでは、先ほど議論しました点についてもう一ぺん戻ります。特別会計の説明書の中の五ページに、業務取扱費二十三億というのが出て

ています。先ほど主計官の説明では、労災保険については、労災の特異性からこれは労災保険の特別会計から出て一般会計に繰り入れるものではないという説明でしたが、この内容についてちよつと説明していただきたい、業務取扱費の内容。

○政府委員(和田勝美君) 業務取扱費の内容について私から御説明申し上げます。

俸給に八億九千万円、委員等手当に六十三万円、公務災害補償費に百四十八万五千円、退官退職手当等に三千七百四十四万一千円、諸謝金に千四百四十万円、職員旅費に五千二百八十八万円、滞納処分等旅費に五千二百八十八万円、赴任旅費、外国旅費、委員等旅費があります。その内訳は省きます。庁費に三億九千九百万円、おもなものをかいつまんで申し上げますと、大体そういう内訳でございませう。

○坂本昭君 今のたとえば庁費はそれは労災に限った業務を取り扱うところの庁費ですか、その点内容を明らかに説明して下さい。

○政府委員(和田勝美君) 労災保険事業を運営していく上に必要な庁費でございませう。

○坂本昭君 大蔵省にお尋ねします。これらの業務取扱費は労災保険特別会計から全部出すべきものであつて、一般会計から出すべき余剰は全然ないとお考えになりますか。

○説明員(岩尾一君) さように考えております。

○坂本昭君 先ほど労災病院の治療を受けている患者の実態は五〇%以下にすぎない。そういうことが明らかになっています。そういう中で労災法あ

るいは労働福祉事業団の法律の中でも対象となるものはきまっています。それがそれ以外のものも行なわれる。そうしてそういう病院の運営に關係のある人たちの費用までが全部この労災特別会計でまかなわれなければならないとする、そういう根拠はどこにありますか。大蔵省にお尋ねします。

○説明員(岩尾一君) 労災病院等で実際の労災保険の被保険者以外の者が受診をしているという点は、それが目的ではないのでございまして、実際に被保険者のために施設されておる施設がたまたま利用ができるので、一般の方にも利用していただいております。これが現状でございますから、費用の出し方といたしましては、あくまでも被保険者のための施設として費用を出しておるので、一般の人が入っているから一般会計で持てということではなくて、むしろそういう施設というものは、自分がかなり余力があり、一般の人も入っておるということではないかと思ひます。

○坂本昭君 保険施設費の中には、たとえば災害医学研究委託費あるいは安全・衛生対策費、こういったものが入っています。これらは当然一般会計から私は見てもいいと思うのですが、この点は、主計官どういふ見解を持っておられますか。

○説明員(岩尾一君) 保険施設費にございまして産業安全関係とかあるいは労働衛生活動費でございましていろいろございまして、ここに計上しておりますのは、あくまでも労働基準法に基づく労災保険の立場に立つて、必要な産業安全の研究あるいは労働衛生の研究ということにしております。立場を

変えて、一般会計から何らかのいう意味で、そういった一般的な意味での産業安全という必要があるのじゃないかという点があれば、それはまた別の問題だと思ひます。ここにありまうのとは、性質上違つた意味であると考へております。

○坂本昭君 たとえば労働衛生研究所という、あそこの研究費の内容なども、労災保険の特別会計から出ておるものが大半を占めておつて、一般会計からのものが非常に少ない。私はこの労働衛生研究所は、これは新しい労災に關する疾病とか特殊な職業病だとか、そういったものの研究も当然行なわれるので、必ずしも現在の使用者がそれに責任を持つ必要はないものも、私は、研究の対象になつておるのではないか、それはもちろんその職業病が労災として扱われるときには、当然責任が出てきますけれども、そういうものについては、これは国が見るべきではないかと思ひますが、これは労働省の考へはどうですか。

○説明員(村上茂利君) ただいま労働衛生研究所あるいは災害医学に對する委託費等の御指摘があつたのでありますが、労災保険の立場といたしましては、特に業務病の認定といたしましては、問題が保険費の支払いと直接密接な關係を持つて参ります。たとえばベンジ中中毒であるとか、けい肺であるとか、鉛中毒であるとか、そういった医学的判斷につきまして、労災保険の行政組織自体としてはそういった權威ある認定機関を持つておりませんので、労働衛生研究所というような機関の設置に關連いたしまして、労災保険の職業病の認定といった問題に直接關係の

ある研究をしていただくという意味で、労災保険で経費を一応負担するといふことが考えられると存じます。あるいはまた、災害医学につきましても、たとえば腰痛症などにつきましてどの程度のものが業務上の疾病とすべきかという点については、非常に困難な問題でありますので、広く關係機關の協力をいただきまして、そういった点についての研究を進めていくという必要が、保険費の支払いと關連いたしまして出てくるわけでありまして、そういった点から、労災保険特別会計におきましてもこのような経費を負担する理由がある、かように考へておる次第でございます。

○坂本昭君 どうもその点、私はもつと一般会計で見れば点がたくさんあるのではないかと思ひますが、そういった点、ほとんど労災保険の特別会計と失業保険の特別会計だけででき上がつておるという、そういった――まあ実質的にはそういうことでしようが、どうもそういうことではほんとうの行政が行なわれない印象を受ける。次に、労働福祉事業団への交付金の中で、病院と看護婦養成所の交付金があります。これは、この内容はどういふふうなことになるのでしょうか。

○説明員(村上茂利君) 交付金の内訳をいたしましては、ただいま御指摘の看護婦養成所の経費、それから傷痍者訓練所の経費、それから労災病院につきましては、まだ未完成の、いわゆる非独立病院につきましての経費を交付金として見ておるわけでございます。

○坂本昭君 運営費だけですか。

○説明員(村上茂利君) 交付金として

見ておりますのは運営費でございます。新設等については出資金という形をとるわけでございます。

○坂本昭君 労働福祉事業団への出資金十四億、この十四億は政府出資というけれども、全部これは労災保険料で、別に政府自身が出資したものはない。ただかつて一文もないと思ひますが、そうなんですか。

○説明員(村上茂利君) さようでございます。

○坂本昭君 私は、少なくともこの労災病院については、労災病院の建物、この建物は先ほど来議論されたように半分くらいしか対象の人が利用していません。そういう観点から見ても、建物自体に對してこれは労災保険の特別会計以外に国自体がこの費用を持つてもいいのではないかと思ひますが、この点はいかがですか。少なくとも労災保険の保険料は、これは災害の治癒を補償するもので、別に病院の建物を補償するものというために私は集められた金だとは思ひません。だから、そういう建物の設備投資については別途の出資をしてもしかるべきではありませんか。その点はいかがですか。

○政府委員(大島晴君) 先ほど来御指摘の通り、労災病院の労災患者による利用率がまだ低いという点はその通りでございますが、ただ、この病院の設置の目的はもちろんこの労災患者の治療ということでございますが、従つて、この設置並びに運営の費用は労災保険費の支出によるべきものと考えております。ただ、結果として、現状のような点はなおもちろん御指摘の通りに不足でございますので、先ほど来申し上げましたように、今後さらに努

力いたしました。労災患者の利用率を高めて参りたいと、かように考へております。

○坂本昭君 どうも労災病院の問題については、五〇％しか要らなくて、そうして今のような経営をやつておることは、どうも根本的におかしく思ひます。今の説明だけではどうも納得しきれないので、たとえばそれは一〇〇％といわないまでも、七〇％、八〇％労災の適用患者を見るときは、もちろんそうなつてくるという病院の運営とか、いろいろな点も考へられなければなりません。たとえば労災の場合の単価は健康保険の場合の単価と違つたやり方をとつておるはずで、これについて何か一貫した労働省として診療報酬の単価を作つておられますか。

○政府委員(大島晴君) 労災關係の診療費につきましては、坂本先生よく御承知の通り、労災保険の足元の当初から、労災診療の特殊性という点からいたしまして、各地方におきまして、それぞれ地方の実情を加味いたしました。特殊の診療費を定めて参つたのであります。その後、健保の単価の改定等の機会を通じまして、だんだん健保によるものが多くなつたのでありますが、ただ、今申しましたような労災保険診療の特殊性と、さらに税制の上からいいたしまして、健保の關係とか、社会保険の關係と別個の取り扱いになつております。そういう状況、そういう点で、なお現在各地方でかなりまちまちにきまつておる状況であります。でき得べくんばこれはだんだん均衡のとれた形になればしあわせだと考へております。

○坂本昭君 それでは全国各地の労災の単価の状態がどうなっておるか、早急に資料を集めてくいかもしれませんが、わずか二十数個の病院です、なるべく早くこの資料を出していただきたい。

○国務大臣(石田博英君) ちよつと今のお話は、二十数個の病院でどう扱っているというのじゃない、各県ごとに労災保険の単価をどうやっておるかという御質問ですか。私の方の病院だけじゃないわけですね。

○坂本昭君 そうです。そういうことです。ちよつと私の方、失礼しました。各県、日本全国の各地における単価の問題です。

次に、先般予算の説明のところで雇用対策の経費として、これが第一に発展的雇用対策の推進に必要な経費として、これが四十七億三千万円、一般会計から十五億三千万円、それから失業保険会計から三十二億、こういうものが出ております。そうしてその内容について雇用促進事業団、それからあと一、二とたくさん——三つですか、ありますが、この一番最初上がった雇用対策のうちに、合計しまして一般会計から十五億三千万円と、それから失業保険特別会計から三十二億というものが出ておりますが、非常にこれは読みにくいのであります。この内容を一般会計の十五億の内容、それから失業保険特別会計の三十二億の内容、これを一般会計と失業保険特別会計の面から少し並べ直していただいて、ちよつと説明していただきたい。

○政府委員(和田勝義君) 私から申し上げます。

失業保険の三十二億四百七十八万一千円は、雇用促進事業団の中にござい

ます失業保険特別会計から出ております二十二億八千二百万円、それから労働福祉事業団交付金、出資金の六億八千三百万円というのと、それから一般職業訓練所の中で新設分で機械分が失業保険から出ております六千五百万円、それからもう一つは既設の一般職業訓練所の施設の更新が一億三千万円出ております。それからさらに一般職業訓練所の拡充分の機械分として千五百二十七万九千円、それからこれらを寄せますと、三十二億四百七十八万一千円になります。それ以外の分として一般会計から出ております十五億二千九百九十一万九千円、こういうことになるのでございます。

○坂本昭君 今度の雇用促進事業団ですね。この雇用促進事業団に対して、当初労働省としてはどういう構想でどういう予算を組んでおられたか、ちよつと説明いただきたい。原案ですね。

○政府委員(和田勝義君) 当初組みましたのは、予算内容の概括的な御説明を申し上げましたときに、三十六年度におきましては、雇用促進事業団として七十一億の事業を計画いたしております。

○坂本昭君 その内容は、今度のこの要綱 先日見せていただきましたが、そのときの内容とどういう点で違っておりますか。

それから今の七十一億というのと、今度の実質四十五億ですか、それとの差は、何か計画の上における差か、それともただ金額の上の差であるか、その点もちよつと明らかにして下さい。

○政府委員(堀秀夫君) 七十一億の要求原案を作成したのでありますが、こ

れにつきましては、一つはいろいろな施設あるいは人件費等に要します単価の面におきまして査定を受けた点が第一点でございます。それから第二点といましては、住宅関係におきまして、炭鉱特別会計は別といたしまして、一般用の住宅につきまして当初は約五千戸の案を作っております。これが七月から発足ということになりました関係もございまして、三千戸ということに初年度は査定を受けたわけでございまして、それから訓練所関係等につきましても、私どもの方の原案と比べまして、ただいま申し上げました単価及び一部の施設につきまして査定を受けた、そういう関係がございまして、それから炭鉱援護関係におきましては、当初の原案は一般会計からの補助金、それから炭鉱整備事業団からの交付金、こういうものにつきまして、現在の約十一億円に当たった部分で約十五億円という要求をしておりましたが、これも単価その他の面におきまして査定を受けました。また、前年度からの繰り越し分が生じたので、それも合わせますと、今回の正式に決定になりました予算案におきまして、十三億五千万円程度の事業ができることになりましたので、私どももいたしまして、この経費をもつて初年度はまあいけると、こう判断いたしましたので決定をいたしましたわけでございます。

○坂本昭君 あとでまた少しこの新しい事業団の内容について伺いますが、その前に大蔵省に伺っておきたいのですが、この失業保険の特別会計から今度の雇用促進事業団は運営されていくことになりましたが、一番最初に少し質問をしまして、基礎訓練並びに専門訓

練では大体五%ないし一〇%くらい、被保険者あるいは被保険者であったものの利用というものは五%ないし一〇%くらいだということ、非常に少ない、全体として。たとえば駐留軍の離職者や炭鉱の離職者は、これは一〇%ですが、全体として三〇%程度、将来これはどんどんふやしていこうという考えですが、こういうふうな現実の中で、失業保険の特別会計をこういうところにも多額に持ち込むということについては、大蔵省はどういう見解を持っておりますか。

○説明員(岩屋一君) 現在の失業保険の保険施設につきましては、雇用促進事業団の構想の前にはあります労働福祉事業団でやっております総合職業訓練所等におきまして実際の訓練施設は、むしろ一般の人が中心ではないかというふうに思っております。これは、このように先般国会で議決いたしましたとおり、これは先般国会で議決いたしましたとおり、職業訓練法によりまして、総訓の運営その他については、訓練の立場から規定がございまして、それに従って運営しておられるわけで、経費の性質から申しますと、今おっしゃいましたように、被保険者である人、あるいはあつた人に対する保険施設であるのは当然だと思ひます。しかし、保険施設というものは、たとえば現実に移転給付のように、金をあげる、差し上げるといふようなものでありますならば、その辺の区別をしっかりとつけることができませんけれども、訓練所でありまして、先ほど申しました病院でございまして、先ほど申しました病院でございまして、施設を作つてそれを被保険者だけにしか使わせないというふうにはなかなか

できにくいし、また、全体としての能率的な運営から申しても、余力があればいろいろな人を入れていくのが建前ではないかと思ひますので、そういう意味で一般の人を入れているというふうなわけでありまして、従来、雇用促進事業団ができました、従来のそういった総訓の仕事を引き受けることになりました場合にも、やはり失業保険の保険施設でございまして、主體は、といひます。目的はあくまでも被保険者である人、あるいはあつた人に対する職業訓練を中心といたしますけれども、なお、その施設について余力があれば一般の人を訓練しても決して法律上おかしいというふうなことではない。しかし、移転給付でございまして、そういう直接的な給付をするというふうなことになるかと、これはやはり保険の立場からいいますと、保険施設とはいひがたいと思ひますので、現在の事業団の中におきましても、そういった意味の金は一般会計から出すことにはいたしまして、一般の施設については失業保険の方からの出資でまかなうということにいたしております。

○委員長(吉武恵市君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(吉武恵市君) 速記を始め

○国務大臣(石田博英君) ちよつと今のことで、今大蔵省からそういう御説明がありましたが、違法ではないと思ひます。違法ではないと思ひますけれども、私はやっぱり何としても五%、一〇%という数は少な過ぎると思ひます。そういう性質のものは、むしろ学校で

第七部 社会労働委員会会議録第五号 昭和三十六年二月十六日〔参議院〕

やってもらうのが元来ほんとうではないか。特に失業保険の金を使つて主としてやる時には、やっぱり職業の再訓練というところに重点を置かなければならぬというところは、私はおっしゃる通りだと思います。従つて、その職業の再訓練というところに重点を置くようにこれから運営をしていきたい、そう思つておりますし、私は今までもどうも目的が違ふじやないかというところを始終申し上げて、お説のような方向にやつて参りたい。しかし、他の一般的な雇用政策の上から言ひまして、特に農家の二、三男の人たちを第二次、第三次産業に移す、移りやすくするといふ意味の職業訓練、これは主として一般職業訓練所でやつてゐる面が多いのでありますが、総合職業訓練所もその目的を明確に持つてくるようになりまして、私はやっぱりその部分は一般会計から負担するように要求すべきものだと思つております。これは促進事業団が発足いたしました今後の問題として考へて参りたいと思ひます。これは先ほどの失業保険の場合とは若干性質が違ふ。失業保険の場合は、坂本さんのおっしゃることは、ごもつともございしますが、同時に失業保険の患者が、全国に病院が二十五しかないわけでありまして、厚生年金病院のお世話になるときもあるし、あるいは一般の健保のお世話になるときもあります。そうすると、その分は今度は失業保険の方で見ると、あたりにえじやないかという議論もまた別に出てくるので、お互いに病院同士の近づき合いということもありまして、患者の便利なようにやるということもまあございまして、これは

病院の場合はもう明確に言えないと思ひますが、訓練の場合は、目的が再訓練であるということにやはりあくまで徹して運営をしていく必要がある。そのほかに、新しい中学卒業生の訓練といふことも目的の中に加へられていく。それがまた大きな面を持つてくるといふことになれば、おっしゃつたような財源等の措置は考へていかなければならぬんじゃないか、こう私も思つておる次第であります。

○坂本昭君 確かに大臣の考へは正しい、間違つてないと思ふのですが、にもかかわらず、たとえば失業保険を例にあげても、もし、じゃあ大臣の言うようなことならば、半分以下しか入つてないとするならば、そうして、あとの半分はいい施設がないから、なほ地城だからやむを得ず見ているとすれば、そういう地域には失業保険は建てなくていいと思ふ、ほかの病院でもいいと思ふ、その辺の考へが労働福祉事業団の、たとえば失業保険を設置する場合に十分検討が行なわれていたかどうか。私は必ずしも正しくないかたと思ふ。そうして、こういうことは何も労働省だけが考へることではなくて、むしろ日本の適正な医療機関の配置といふようなことで考へていくべきではないか。従つて、この労働福祉事業団が失業保険を運営していくことについては、それはその正当性を否定するものではない、ないが、半分しかその任務を果たしてないという点で、私は多大の疑問を持つて、これは何とかせぬならぬじやないか。いわんや、今度、労働福祉事業団から職業訓練の面が雇用促進事業団に出ていってしまうと、あと残つてゐるのは失業保険だけ

です。そうすれば、失業保険の仕事をその労働福祉事業団になつてくる。そういう点を考へると、今のようにな行方ではとてもこれはうまく運営されない。だから、当然今度の新しい雇用促進事業団をお考えの上には、こういう今の失業保険などの運営についても十分検討と今後の見通しがあつてしかるべきにもかかわらず、大臣も初めて認識を新たにしたというやうなことでは、これは非常におほづかないではないかといふことなので、これはまた別の機会に申し上げるとして、今の訓練所の方のことについて、大臣が、その一般会計から負担しなければならぬ面がたゞさあるといふことは、これは今後一つそういうふうな予算折衝をしていただきたいのですが、今、大蔵省は、たとえば移転費だとか資金の貸付という関係は、そういう直接のものについては、これはどうも失業保険の特別会計から出すわけにもいきまい。しかし、そういうことを大蔵省が言つていいかどうか問題だと思ふのです。が、そうなれば、一体五％か一〇％くらいの人々が基礎訓練なり専門訓練を受けて、さあこれから移転したい、あるいは資金をもらいたいといふ場合に、事実上、これらの人には何もやることはできないといふことになる。

○国務大臣(石田博英君) 予算は組んである。
○坂本昭君 しかし、その予算は失業保険の特別会計から来るものじやないですか。
○国務大臣(石田博英君) 一般会計から。
○坂本昭君 それはどれくらいありますか。
○国務大臣(石田博英君) 金額はあれですが、一般会計から。
○政府委員(堀秀夫君) 移転資金、職業訓練といふことで、初年度は一億円を予定しております。
○坂本昭君 それはどつちですか、一般会計ですか。
○政府委員(堀秀夫君) 一般会計交付金を財源とするもの一億円を予定しております。なお、この雇用促進事業団全体といたしましては、炭鉱離職者援護に関する部分として、そのほかに一般会計から五億五千万円の補助金を予定しております。合わせまして一般会計からの補助金、交付金は六億五千万円あります。

○説明員(岩尾一君) 先ほどの私の説明でございしますが、私の申し上げましたのは、被保険者でなかつた人ですね、それから現にそうでない人、そういう人に対して訓練手当とか移転資金を出すのは、どうも失業保険としてはおかしなじやないか、失業保険法では移転資金を出すようになっておりますし、手当も出すようになっております。従つて、そういう被保険者でない人に対しては、やはり一般会計で見るとは、これはどういふふうにご利用するかといふことは第二段の間接的な問題になりますから、従つて、施設については多少そういった点にゆとりがあつてもかまわぬのじやないか、こういうことを申し上げたわけでありまして。
○坂本昭君 それでは、もう一ぺん労働省にお尋ねしますが、今の移転費の一億というのが出ていたが、移転費については、被保険者でなかつたもの、それと駐留軍あるいは炭鉱離職者のような方、これは、それぞれ何名、幾らの予算を移転費と資金の貸付、この二つについて組んでおられるか、内容を説明して下さい。
○政府委員(堀秀夫君) 移転費につきましては、これは初年度でございまして、実績を見てさらに検討いたしたいと思つておるわけでございますが、移転資金につきましては、約四千六百名分を予定しております。職業訓練手当につきましては、約千五百名分を予定しております。ただいま申し上げましたのは、一般会計からの分でございます。

○坂本昭君 それから別の方、特に駐留軍と炭鉱離職者、それは幾ら。
○政府委員(堀秀夫君) 炭鉱離職者につきましては、移住資金の支給予定一万三千人をそのほかに予定しております。駐留軍離職者の方につきましては、これは失業保険の適用を受けられない方と、そうでない方とあるわけでございます。先ほど申し上げました一般会計で予定しておる約四千六百名の中に含まれてゐるわけでございます。それから失業保険を受けられる方につきましては、失業保険から移転費を支給することになっております。

○坂本昭君 それでは、大臣にこの際伺つておきたいのですが、雇用促進公団がいよいよ発足することになります。その中でやはり大きい柱になりますものは、炭鉱離職者の問題といふことになりまして、今後、この事業団ができた場合に、特に今度、炭鉱離職者の援護関係から一億ぐらゐ出てきます。相当な額が出てきますが、炭鉱開

係の特別会計と、それから、それ以外の特別会計と二本建にして雇用促進公団の会計をされるおつもりがあるかどうか。

○国務大臣(石田博英君) 別途の会計として扱うつもりであります。それは石炭経営者からの五億五千万円の出資金がありますので、当然別途に扱うつもりであります。

○坂本昭君 この炭鉱合理化事業団の交付金は、これは通産省の予算で組まれたものですが、今後、炭鉱合理化事業団はこの雇用促進事業団の中に吸収されていくと見られますが、そうなのでしょうか。

○政府委員(堀秀夫君) ただいま大臣の申し上げましたのは合理化事業団でございます。そこで、合理化事業団は本来の目的がございまして、これはそのまま存続するわけでありまして、合理化事業団からは石炭合理化の進行過程におきまして、石炭離職者の援護のために従来炭離職者援護会に交付金をよこしておたわけでありまして、今雇用促進事業団がございまして、炭離職者援護会の方がこの雇用促進事業団の中に発展的に吸収されることとなります。そこで、石炭合理化事業団からはこの雇用促進事業団あてに交付金を三十六年度からは交付するということになります。しかし、これはただいま大臣が申し上げましたように、そういう業界の金も入った援護費用でございまして、これは一般と区分いたしまして別途経理を行なう予定でございまして、

○坂本昭君 そうしますと、今の炭鉱合理化事業団はこのまま続いていくんですか。その交付金は、これは三十六年度、三十七年度と続いていくと見られますが、その場合は、その交付金を出す責任の所管の省はどういうことになりますか。

○政府委員(堀秀夫君) これにつきましては、通産省と労働大臣と十分協議をいたすこととなります。三十六年度のみならず、石炭合理化が進行する過程におきまして、すなわち法的に申しますれば、石炭離職者援護のための特別臨時措置法、先般成立いたしました臨時措置法は存続することになります。その間におきまして合理化事業団からの交付金は引き続き交付される予定でございまして、その関係につきましましては、労働、通産両大臣の共管ということになるわけでございます。

○委員長(吉武憲市君) ちよつと速記やめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(吉武憲市君) 速記を始め

○坂本昭君 そうすると、今のこの炭鉱合理化事業団からの交付金は、通産、労働の共管になります。炭離職者関係の援護対策の中で、住宅関係、これもやはり共管になるわけですか。

○政府委員(堀秀夫君) 炭離職者臨時措置法に基づきまして現在炭離職者援護会の業務が規定されておるわけでございます。その部分を雇用促進事業団が受け継ぐこととなりますので、その部分につきましましては労働、通産両大臣の共管といったと考えております。ただし、住宅面につきましては、これは住宅と申しまして二通りございまして、すなわち炭離職者援護会において従来から行なっておりますた

とえばパイプ・ハウスであるとか、それから住宅奨励金であるとか、こういう関係の業務は、従来通り労働、通産両大臣の共管といったと考えております。しかし、一般対策の失業保険を原資として設置運営いたします一般住宅、一般宿舎の面につきましては、これは失業保険の保険施設でございまして、これは労働大臣の専管という予定で作業を進めております。

○坂本昭君 そうしますと、この雇用促進事業団の法案の要綱を見ていると、非常に、炭離職者以外の人たちの転職訓練、二つ大きな問題が出てくると思うんですね。従って、この新しい事業団の中で、具体的にいつて、機構問題は、これは従来も官庁の中にあるセクショナルリズムも関連してなかなかむずかしい問題だと思つて、一応、この法案の要綱についてこまかいことはもうお尋ねしませんが、特にその機構について、あなたの方では、この要綱に基づいてどういふ具体的な機構を作つて、今特別会計と一般会計に二つに分けるということはおわかりました。それらの少し具体的な運営について、あなたの方の見解を一つ説明しておいていただきたい。

○政府委員(堀秀夫君) この問題につきましましては、先生御指摘のように、いろいろな問題があるわけでございます。特に石炭の労使の関係者からは、この雇用促進事業団ができることはまことに望ましい、望ましいけれども、これができるといふことによってブランドが生じたり、あるいは石炭離職者に対する本来の援護が後退するというような

ことがかりめにもあつてはならないという御要望があります。それはもうまことに当然でございます。そこで私もこの要綱を作成いたしましたるにあたりまして、労働、公営三者構成の職業安定審議会に諮問をいたしました。その結果いろいろの御議論がありまして、結局全会一致でこの要綱に御賛成という答申をいただいたわけでございます。そこでその機構の面に限定して申し上げます、この雇用促進事業団は、この要綱の第二にございまして、法人といたしまして、主たる事務所は東京都に置く。従たる事務所を必要地に置くことができる、こういうことになっております。そこで本部は東京に置くつもりでございます。本部の構成は、これは今、さらに細目はいろいろ作業をしておりますが、大体のところを申し上げますと、総務、経理担当のそれぞれ部門、それから一般面につきましまして一般的な雇用促進援助業務を行なう部門、住宅等の建設管理を行なう部門、それから職業訓練を運営する部門のようなもので構成したいと思つております。

それから炭離職者援護面につきましましては、従来の援護会同様に、二つの部を置きまして運営をするという考えでございます。

それから次に地方機構でございますが、現在炭離職者援護会の支部支所、これが先生御承知のように、福岡それから宇部、平というところ、九州の各地にあることは御承知の通りでございます。これはそのまま雇用促進事業団の支部支所といたしまして存続をいたします。なおそれとつけ加え

まして、大阪それから東京、名古屋というような主要な受け入れ地におきましても、そういう事業団の活動を行なうことが必要であると考えます。そこで東京におきましては、本部がございまして、大阪それから名古屋に特に出張するが、大坂それから名古屋に特に出張するが、炭離職者の方々をこれからそのほかの離職者の方々を受け入れる部門に対する呼びかけ活動というものを大体機構につきましまして私どもが考えておる内容でございます。

○坂本昭君 この前、労働福祉事業団の特に訓練所関係のことを前の委員会でお尋ねしましたときに、教材費の問題を初め、非常に運営上困難をきわめていたために、財団法人職業訓練振興会というものが現実には作られていて、このことを私は指摘をして、こういうことを十分見てあげなければこの職業訓練の実を上げることはできぬじゃないか。ただ、収益だけを上げることに終始してしまつて、ほんとうの職業訓練にならない。現実においてもほんとうの職業訓練にはなっていない。ですから私は、いろいろな面で、実は今までもあるところの労働福祉事業団には疑問を持っています。で、たとえば、わずかに三分の一以下程度しか失業保険の対象者を持っていない。そうして非常に運営に苦しいためにこういう振興会など作っているとするならば、あとの人件費の三分の二ぐらい国で出している。国で出してやつて、そうしてあとの分を教材費などは、これはまあ三分の二を国で出して三分の一を失業保険の特別会計から出す、そこまでは

九

五月	一、一八〇円	五、七九〇円
五月	一、二五〇円	五、九四〇円
五月	一、二八二〇円	六、〇九〇円
五月	一、三、一二〇円	六、二三〇円
五月	一、三、四二〇円	六、三七〇円
五月	一、三、七二〇円	六、五一〇円
五月	一、四、〇一〇円	六、六五〇円
五月	一、四、三〇〇円	六、七九〇円

附 則

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の際現に中小企業者が共同して実施している従業員のための退職金積立の事業（以下「積立事業」という。）で労働省令で定める基準に適合すると労働大臣が認定するものに参加している中小企業者が、この法律の施行後一年以内に、当該従業員を被共済者として退職金共済契約を締結し、当該従業員について当該積立事業に積み立てられている金額の範囲内で、別表の上欄に定める金額に当該退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額を百円で除した数に乗じて得た金額を中小企業退職金共済事業団に納付したときは、その下欄に定める月数を掛金納付月数に通算するものとする。この場合において、通算すべき月数は、当該従業員について中小企業者が積立事業に参加していた期間の月数（その期間の月数が七十二月をこえるときは、七十

二月）をこえることができない。
3 労働大臣は、前項の規定により積立事業の認定の基準に関する労働省令を定めようとするときは、大蔵大臣及び通商産業大臣と協議しなければならない。

別表

金 額	月 数
一〇〇円	一月
二〇〇円	二月
三〇〇円	三月
四〇〇円	四月
五〇〇円	五月
六〇〇円	六月
七〇〇円	七月
八〇〇円	八月
九〇〇円	九月
一、〇二〇円	一月
一、一三〇円	二月
一、二四〇円	三月

一、三四〇円	一三月
一、四五〇円	一四月
一、五五〇円	一五月
一、六六〇円	一六月
一、七七〇円	一七月
一、八八〇円	一八月
一、九九〇円	一九月
二、一〇〇円	二〇月
二、二一〇円	二一月
二、三二〇円	二二月
二、四三〇円	二三月
二、五五〇円	二四月
二、六六〇円	二五月
二、七七〇円	二六月
二、八九〇円	二七月
三、〇〇〇円	二八月
三、一一〇円	二九月
三、二二〇円	三〇月
三、三三〇円	三一月
三、四四〇円	三二月
三、五五〇円	三三月
三、六六〇円	三四月
三、七七〇円	三五月
三、八八〇円	三六月
三、九九〇円	三七月
四、一〇〇円	三八月

四、三〇〇円	三九月
四、四三〇円	四〇月
四、五五〇円	四一月
四、六七〇円	四二月
四、七九〇円	四三月
四、九二〇円	四四月
五、〇四〇円	四五月
五、一七〇円	四六月
五、三〇〇円	四七月
五、四二〇円	四八月
五、五五〇円	四九月
五、六八〇円	五〇月
五、八一〇円	五一月
五、九四〇円	五二月
六、〇七〇円	五三月
六、二〇〇円	五四月
六、三三〇円	五五月
六、四六〇円	五六月
六、五九〇円	五七月
六、七二〇円	五八月
六、八五〇円	五九月
七、〇〇〇円	六〇月
七、一四〇円	六一月
七、二八〇円	六二月
七、四二〇円	六三月
七、五五〇円	六四月

七、六九〇円	六五月
七、八二〇円	六六月
七、九六〇円	六七月
八、一〇〇円	六八月
八、二五〇円	六九月
八、三九〇円	七〇月
八、五三〇円	七一月
八、六七〇円	七二月

失業保険法の一部を改正する法律案

失業保険法の一部を改正する法律案

失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の八中「第一級二百円、第二級百四十円」を「第一級三百三十円、第二級二百四十円、第三級百七十円」に改める。
第三十八条の九第二項を次のように改める。

前項の規定によつて支給すべき失業保険金の日額は、同項に規定する二ヶ月間に納付された保険料に応じ、次の各号によるものとする。

一 第一級の保険料が二十八日分以上の場合 第一級の失業保険金の日額

二 第一級又は第二級の保険料が二十八日分以上の場合（前号に該当する場合を除く。） 第二級の失業保険金の日額

三 第一級又は第二級の保険料が二十八日分未満の場合であつて、次項の規定により計算した保険料の平均額が第二級の保険料額以上であるとき 第二級の失業保険金の日額

四 前三号以外の場合 第三級の失業保険金の日額

第三十八条の九第二項の次に次の一項を加える。

前項第三号の保険料の平均額は、第一項に規定する二月間に納付された第一級及び第二級の保険料の合計額に、保険料の納付日数が二十八日に達するまで第三級の保険料の納付額を加算した額を二十八で除して得た額とする。

第三十八条の十一第一項を次のように改め、同条第二項中「第一級については五円、第二級については三円を」第一級については八円、第二級については六円、第三級については三円」に改める。

保険料額は、一日につき、第一級十六円、第二級十二円、第三級六円とし、その区分は、日雇労働被保険者に支払われた賃金の日額に応じ、次の各号によるものとする。

一 賃金の日額が四百八十円以上の場合 第一級

二 賃金の日額が二百八十円以上四百八十円未満の場合 第二級

三 賃金の日額が二百八十円未満の場合 第三級

第三十八条の十五第一項本文中「その翌月において離職した場合は、離職の日の属する月の前二月を」その翌月以後において離職した場合

は、その二月」に改め、同条第二項中「離職の日の属する月の前二月を」同項に規定する二月」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十六年六月一日から施行する。ただし、第三十八条の八及び第三十八条の九の改正規定は、同年七月四日から施行する。

2 昭和三十六年七月において第三十八条の六の規定により支給すべき失業保険金（同年六月中における保険料の納付日数が十四日以上である者に対して支給するものに限る。）については、改正後の第三十八条の九第二項中「同項に規定する二月間」とあるのは「昭和三十六年六月」と、「二十八日」とあるのは「十四日」と、「二十八」とあるのは「十四」とする。

3 昭和三十六年七月において第三十八条の六の規定により支給すべき失業保険金（同年六月における保険料の納付日数が十四日未満である者に対して支給するものに限る。）については、同年五月において納付された改正前の第三十八条の十一の規定による第一級又は第二級の保険料は、改正後の同条の規定による第二級又は第三級の保険料とみなして、改正後の第三十八条の九第二項及び第三項の規定を適用する。

4 改正後の第三十八条の十一の規定は、日雇労働被保険者が昭和三十

十六年六月一日以後において雇用された日に係る保険料について適用し、日雇労働被保険者が同日前において雇用された日に係る保険料の額及びその負担区分については、なお従前の例による。

5 改正後の第三十八条の十五の規定は、日雇労働被保険者が昭和三十六年四月一日以後の二月の各月において十八日以上同一事業主に雇用された場合について適用する。